

## 制度概要

平成19年の学校教育法及び同施行規則改正により規定。

### 【目的】

各学校が自らの教育活動等の成果や取組を不断に検証することにより、

- ① 学校運営の組織的・継続的な改善を図ること、
- ② 各学校が保護者や地域住民等に対し、適切に説明責任を果たし、その理解と協力を得ること、
- ③ 学校に対する支援や条件整備等の充実につなげること

	内容	法令上の位置づけ	
自己評価	○各学校の教職員が自ら行う評価	○実施の義務 ○評価結果の設置者への報告の義務	○公表の義務
学校関係者評価	○保護者、地域住民等の学校関係者が、自己評価の結果を踏まえて行う評価	○実施の努力義務 ○(実施した場合)評価結果の設置者への報告の義務	○公表の努力義務
第三者評価	○外部の専門家により、専門的視点から行う評価		

## 学校評価の現状と課題 ～学校評価等実施状況調査（平成26年度間）から～

- 保護者や地域住民による学校関係者評価の実施率は、前回調査時（23年度間）に比べて上昇。  
【公立学校93.7%→96.0% 国公立学校合計：83.9%→85.7%】
  - 一方、94.4%の学校が「学校運営の組織的・継続的改善」において「効果があった」と回答したものの、このうち「大いに効果があった」は20.3%に留まっていることから、**実効性を高めることが今後の課題。**
- (参考)
- 自己評価実施率（公立：99.9%、国立：100%、私立：83.8%、国公立合計：96.7%）
  - 学校関係者評価実施率（公立：96.0%、国立：95.0%、私立：44.8%、国公立合計：85.7%）

## 文部科学省の取組

- 各学校や設置者の取組の参考となるよう学校評価ガイドラインを策定（平成22年7月）。
- 学校評価の充実・改善に関する調査研究を意欲ある教育委員会等に委託し、実践的な取組例を取りまとめ、普及。（平成25年度：8教育委員会）
- 小中一貫教育を実施する学校における学校評価の留意点を盛り込んだ学校評価ガイドラインを改定（平成28年3月）。

## 教育委員会に求められる役割

- ① 明確な方針の策定
  - ・明確な学校教育に関する方針を策定し、各学校の評価目標との関連を図る
  - ・各学校の創意工夫に満ちた主体的な取組を尊重しつつ、統一的な様式や共通評価項目、スケジュール等を例示するなど、各学校の取組を推進する
- ② 学校評価に関する好事例の普及と人材育成
- ③ 評価結果を踏まえた学校運営の改善・充実
  - ・各学校の学校評価が適切に行われているか検証し、学校評価を通じた学校運営改善が円滑に進むよう必要な指導・助言を行う
  - ・学校評価の結果等を踏まえ、学校に対する支援や条件整備等の改善を行う

## 各学校における取組の充実

**実効性の高い評価**とは、教育活動や教育水準の向上、子供の成長につながっているという**有用感のある取組**。そのための参考となる学校による取組例として以下がある。

- (1) 学校内における取組の充実
  - ① 学校評価における目標の系統化・重点化
  - ② 全教職員の参加と協働による学校評価の実施
  - ③ 効率的・効果的な学校評価を行う体制づくり（ICTの活用、学校事務職員の活用等）
- (2) 学校関係者との連携、協働の推進
  - ① 情報提供の充実による学校への理解促進と連携強化（HPの充実、学校に触れる機会の提供等）
  - ② 学校関係者評価委員会の運営の工夫等（学校の現状や課題、改善の手立ての明示等）
  - ③ 外部アンケート等の工夫（項目の精選、学校の持つ指標・データと対比して活用等）

## 参考

- ◇ 文部科学省ホームページ [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/gakko-hyoka/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/gakko-hyoka/index.htm) 文部科学省HP トップ > 教育 > 小学校、中学校、高等学校 > 学校評価について
- ◇ 学校評価ガイドライン〔平成22年改訂、平成28年改訂〕
- ◇ 地域とともにある学校づくりと実効性の高い学校評価の推進について（報告）（平成24年3月12日 学校運営の改善の在り方等に関する調査研究協力者会議 学校評価WG）
- ◇ 学校評価の取組事例（リンク集） ◇ 平成24年度 実効性の高い学校評価・情報提供の充実・改善等に向けた取組事業成果報告書（概要版）

# 学校評価ガイドライン〔平成28年改訂〕（抜粋）

## 1. 学校評価の目的、定義と流れ

### ③ 学校評価により期待される取組と効果

- 学校関係者評価の取組を通じて、**教職員や保護者、地域住民等が学校運営について意見交換し、学校の現状や取組を知り課題意識を共有することにより、相互理解を深めることが重要**である。学校評価を学校・家庭・地域間のコミュニケーション・ツールとして活用することにより、**保護者・地域住民の学校運営への参画を促進し、共通理解に立ち家庭や地域に支えられる開かれた学校づくりを進めていくことが期待される**。  
さらに、学校評価を軸とした情報の共有と連携協力の促進を通じて、学校・家庭・地域それぞれの教育力が高められていくことが期待できる。
- 学校評価は、限られた時間や人員を、必要度・緊急度の高い活動や教育効果の高い活動に集中するといった、学校の教育活動の精選・重点化を進める上で重要な役割を果たすものである。学校評価の取組を通じて、学校として組織的に、今、重点的に取り組むべきことは何かを把握し、その伸長・改善に取り組むようになることが期待される。
- 学校評価は、あくまでも学校運営の改善による教育水準の向上を図るための手段であり、それ自体が目的ではない。学校評価の実施そのものが自己目的化してしまわないよう、**地域の実情も踏まえた実効性のある学校評価を実施していくことが何よりも重要**である。

## 2. 学校評価の実施・公表

### (2) 学校関係者評価

- 学校関係者評価においては、その学校と直接の関係のある者を評価者とするのが適当であり、その際、児童生徒を基点に学校と密接な関わりを有する保護者が、学校評価とそれを通じた学校運営の改善に参画することが重要である。このことから、その学校に在籍する児童生徒の保護者を評価者に加えることを基本とする。（中略）その他、例えば学校評議員、地域住民や地元企業関係者、子どもの健全育成・安全確保の観点から青少年健全育成関係団体や警察の関係者等を加えることが考えられる。
- **学校関係者評価委員会を新たに組織することにかえて、学校評議員や学校運営協議会等の既存の組織を活用して評価を行うことも考えられる。特に、学校運営協議会の機能として学校評価の機能を位置付けている所も多くあり、学校運営協議会と学校関係者評価を一体的に推進することは、学校運営の評価・改善サイクルの充実につながると考えられる。ただし、学校関係者評価の取組が一部だけのものとならず、より透明性の高い広がりをもったものとなるよう配慮する。**